

申請のしおり

概要

対象期間内に市内に住宅を取得し、市外から転入された方に、 【基本額】5万円+【加算額】最大25万円(合計で最大30万円)の 「移住支援補助金」を交付する制度です。

対象 期間

令和元年10月1日~

申請 受付

要件を満たした日(基準日)から1年を経過する日まで



対象要件と交付額

(1)対象要件

次の要件をすべて満たした方が対象となります。

- 1. 平成 27 年 7 月 1 日以降に久留米市内に自己が居住するための住宅を取得 (中古住宅を含む購入または新築) した方
 - ●戸建て・マンションは問いません。
 - ●住宅取得日は、所有権登記日とします。
 - ●申請できるのは建物の「所有者」です。 ※共同で住宅を所有する場合は、代表者1名限りとします。
- 2. 過去1年以上他の市区町村に住んでおり、上記の住宅取得に伴い、その住宅に住所を移した方
 - ●住所を移した日は、住民票上の「住民となった年月日」とします。
 - ●なお、建設中等の理由で取得した住宅に入居できず、一時的に市内の賃貸住宅に 住所移転した場合の申請については、6ページのQ5をご覧ください。
- 3. 住宅を取得した日又は住所を移した日のいずれか遅い日(以下「基準日」)が 令和元年10月1日以降の方 ただし、基準日から1年を経過していない方に限る。
- 4. 3年以上久留米市に定住する意思がある方
- 5. 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、及び協力する意思がある方
- 6. 本市の市税や料金等の滞納がない方
- 7. 暴力団員でない方、暴力団員及び暴力団と密接な関係がない方
- 8. 本市の「空き家活用リフォーム助成事業」への申請をしていない方

(2)補助金交付額

下記の条件に該当する場合、補助金を加算します。 なお、加算額は最大25万円まで。

但し、**小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町**から転入された方は基本額のみとなります。

加算額の合計	最大25万円		
A 中学生以下の子	A 中学生以下の子どもと同居しているか又は出産予定がある世帯		
加算額	+ 20万円		
	<u>基準日時点で</u> 中学生以下の子ども又は妊婦と同居していること		
条件	※世帯が別であっても同一住宅に住んでいれば対象になります。		
	※妊娠中の場合、母子健康手帳で確認します。		
	【例 A-1】 申請者夫婦と小学生 2 名で転入		
対象例	【例 A-2】 申請者が三世代住居を新築して転入		
	別世帯の息子夫婦、孫とともに同一住宅に居住		
B 三大都市圏およ	び福岡都市圏からの転入世帯		
加算額	+ 5万円		
	転入前住所が下記いずれかに該当していること		
	● 三大都市圏 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・岐阜県・		
 条件	三重県・大阪府・京都府・奈良県・兵庫県		
	● 福岡都市圏 福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂		
	川市・古賀市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮		
	町・久山町・粕屋町・宗像市・福津市・糸島市		
C三世代市内近居	(同居を含む)		
加算額	十 5 万円		
	<u>基準日時点で</u> 、市内に三世代が居住していること(妊娠中の子どもを含む)		
条件	※三世代(親・子・孫)の居住が確認できる書類が必要です。		
	※三世代の子、孫の年齢は問いません。(中学生以下でなくても可)		
	【例 C-1】 申請者が二世代(本人・子)で転入、市内に親が近居する		
対象例	【例 C-2】 申請者(本人)が転入、市内に二世代(子・孫)が近居する		
	【例 C-3】 申請者(本人)が転入、市内に二世代(親・祖父母)が近居する		
D 市内に就業している方が転入した世帯			
加算額	十 5 万円		
	<u>基準日時点で</u> 、市内の企業などに就業(雇用期間の定めのない常用雇用)、		
条件	又は、個人開業若しくは会社経営をしている転入者がいること		
	※雇用状況や開業などの確認ができる書類が必要になります。		
	世帯の中に、下記の転入者がいる場合		
対象例	【例D-1】市内の会社に勤めている		
	【例D-2】市内で美容室を開業している		
	【例D-3】市内で会社を経営している		

必要書類と受付期間

(3)必要書類

	項目	注記
1	申請書	ご記入と押印をお願いします。
2	誓約書 ※申請者本人の自署	様式は市ホームページでダウンロードするか、移住定住促進センターまでご請求ください。
3	請求書	
4	アンケート	
(5)	住宅(建物)の登記事項証明書の	権利部の表記がある 全部事項証明書。
	写し	権利部(甲区)に申請者が記載されているものに限ります。
		法務局又は法務省のオンラインシステムでご請求ください。
6	申請者の属する世帯の構成員全員	取得日から3ヶ月以内のもの。続柄の記載 が必要です。
	の久留米市住民票の写し	市内に転入後、市民課、市民センター、総合支所市民福祉課でご請求ください。
7	申請者が過去 1 年以上久留米市以外に	取得日から3ヶ月以内のもの。
	住所を有していたことがわかる書類	前住所地等の住民票除票の写し又は戸籍附票。前住所地の役所 又は本籍地へご請求ください。(郵便でも請求できます。) 本人以外の住民票除票の請求には委任状が必要です。

★出産予定がある場合(加算条件Aに当てはまる方)

8	母子健康手帳の写し	母子健康手帳の 交付年月日及び番号、保護者の氏名 が記載
		されたページ。 ただし、必要事項が確認できない場合は、久留米市が発行する 母子健康手帳カードの写し。

★三世代の方が久留米市内に居住されている場合 (加算条件 C に当てはまる方)

9	戸籍の写し		取得日から3ヶ月以内のもの。
			申請者本人と、該当する三世代の方の氏名・続柄が確認でき
			る戸籍 。(三世代の方との親子関係がわかるもの)
			<u>本籍地の役所の市民課等</u> でご請求ください。
10	② 三世代の方の住民票の写し		取得日から3ヶ月以内のもの。
			市内に居住している三世代の方の住民票。
			なお、別世帯の住民票を請求する場合は、請求理由の記入と 委任状が必要です。
	壬娠中の子どもが 妊娠中の子どもを		合わせて三世代となる場合は、申請者本人と妊娠中の方との
	いる場合	関係がわかる89	と合わせて、 <u>妊娠中の方の母子健康手帳の写し</u> が必要です。
ī	回一世帝回店の場合		-世帯で同居している場合、申請者本人の世帯の住民票で続柄、
,			きますので、上記⑧、⑨の添付書類を省略できます。

★市内に就業している方が転入した場合(加算条件Dに当てはまる方)

11	企業などに就業している場合:	ただし、雇用期間の定めのない常用雇用で、1週間の
	雇用証明書(第3号様式)	所定労働時間が30時間以上であるものに限ります。
12	個人開業の場合:開業届の控え	税務署に提出した開業届の控え(受付印のあるもの)。
 13	会社経営の場合: 会社・法人の登記簿謄本及び定款の写し	

その他、市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

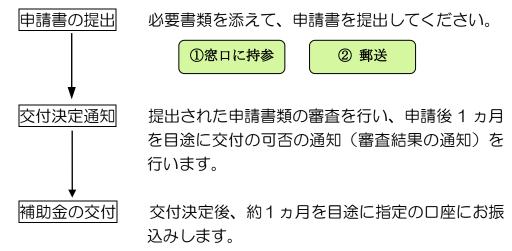
(4)書類提出期限

基準日から1年を経過する日まで

(5)審査結果

提出された申請書類の審査を行い、申請後 1 ヵ月を目途に交付の可否の通知をします。

(6)申請から交付までの流れ



(7) 通勤定期利用補助金のご案内

【通勤定期利用補助】

移住ファミリー支援事業補助金の対象世帯(1世帯1名に限る)に対し、 通勤定期券代の一部を補助する「通勤定期利用補助金」がございます。 申請される方は、移住ファミリー支援事業補助金の申請日より3ヶ月以 内に、別途申請が必要になります。

詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

(8)申請の受付場所・お問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市役所9階 久留米市 移住定住促進センター

(総合政策部 広報戦略課内)

TEL: 0120-888-748 (フリーダイヤル)

0942-30-9228

FAX:0942-30-9703

E-Mail teiju@city.kurume.lg.jp

【受付時間】月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分から17時15分まで

- ※ 市民課、総合支所、市民センターでは、本申請の受付は行っておりません。
- ※ 個人情報を含みますので、申請書等を郵送する場合は簡易書留での送付を お勧めします。



よくあるご質問

- Q1. 記入を間違えた場合はどうしたらよいですか。
- A1. 修正する箇所に二重線を引き、<u>申請印と同じ印</u>を押印ください。 印がない場合は再提出いただきます。受理が遅れますのでご注意ください。 なお、請求書の金額欄は訂正できません。新しい書類にご記入ください。
- Q2. 登記事項証明書の代わりに、登記完了証や登記受付証でも構いませんか?
- A 2. 登記完了証は、登記が完了したことを通知するために交付されるものです。 建物の所有者であることを証明する効力はありませんので、必ず登記事項証明書を 提出いただいています。
- Q3. 夫婦二人で市内に転居しました。父親が市内に住んでいるのですが、三世代の加 算額はつきますか。
- A3. この場合では、親・本人の二世代のみになりますので、該当しません。
- Q4. 加算条件の全てに該当しますが、加算に必要な書類は全て必要ですか。
- A4.25万円を超える加算証明書類は、省略していただいて構いません。
- Q5. 新築マンションを12月に購入しましたが、完成予定は来年6月です。子どもの 転校に合わせて、4月に久留米市に転入し、マンション完成までの間は市内の賃 貸物件に仮住まいする予定です。補助金の対象になりますか。
- A 5. 久留米市に転入する前に、売買契約を済ませていれば対象となります。その場合、 通常の必要書類に加えて、下記の書類が必要です。申請そのものは、新居に転入 した時点で受け付けます。

売買契約書あるいは工事請負書	ご購入された住宅の売買契約あるいは工事請負
(複写可)	が成立した日付が確認できる書類が必要です。
久留米市住民票の写し(世帯全員、	必ず履歴付の住民票をご請求下さい。「前住所」
履歴付)	の項目で、市外から久留米市内へ転入してきた
	ことを確認します。

